

令和2年度川西町利用者負担額（保育料）一覧表

保育所

3号認定（満3歳未満児） 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業等

階層区分	定義		保育料	
			標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯		0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親等世帯	0円	0円
		上記以外の世帯	0円	0円
第3階層	3-1 均等割のみ	ひとり親等世帯	7,550円	7,450円
		上記以外の世帯	16,100円	15,900円
	3-2 所得割税額 48,600円未満	ひとり親等世帯	8,200円	8,100円
		上記以外の世帯	17,400円	17,200円
第4階層	4-1 所得割税額72,800円未満		25,300円	25,000円
	4-2 所得割税額97,000円未満		27,300円	26,900円
第5階層	5-1 所得割税額133,000円未満		35,000円	34,500円
	5-2 所得割税額169,000円未満		40,400円	39,900円
第6階層	6-1 所得割税額235,000円未満		45,700円	45,000円
	6-2 所得割税額301,000円未満		48,700円	48,000円
第7階層	所得割税額397,000円未満		52,400円	51,600円
第8階層	所得割税額397,000円以上		53,000円	52,200円

《備考》

- 1 階層区分は、父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村民税所得割額の合計額で決定します。
- 2 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度の税額に基づく保育料となり、9月から翌年3月までは当年度の税額に基づく保育料となります。
- 3 税額を計算する際には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の控除は、適用されません。
- 4 第2階層、第3階層のひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯です。
- 5 小学校就学前までの範囲内において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園や保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。
- 6 市町村民税所得割税額が57,700円未満の世帯の場合は、上記5にかかわらず多子軽減に係る年齢制限なく、最年長の子どもから順に第2階層は第2子以降全て無料、第3階層～第4階層の第2子について半額、第3子以降については無料となります。
ただし、市町村民税所得割税額が77,101円未満の世帯のうち、ひとり親等世帯については第4階層の第1子について9,000円、第3階層～第4階層の第2子以降については全て無料となります。
- 7 月の中に、保育所又は認定こども園（保育所部分）に入園又は退園された方の保育料については、在籍日数に応じた保育料となり、計算方法は、次のとおりです。
その月の保育料 = 保育料（月額）×在籍日数÷25日
- 8 幼児が満3歳を迎えると、年度途中に3号認定から2号認定に切り替わりますが、その年度の保育料は、3歳未満の保育料のままです。
- 9 延長保育料は、各保育所、認定こども園で定めています。
- 10 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。